

## 《色彩基準》

ミライネス市川Ⅱ 北国分四丁目景観協定の規定による色彩は、次のとおりとする。

1 建築物の外観及び屋根の色彩基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本色として使用できる色彩（色相、明度、彩度）は、協定締結時の各戸の外壁色を基に下記色彩表によるものとする。
- (2) 建築物の外壁各面の90パーセント以上の面積は、基本色を使用するものとする。
- (3) 当該基準内の色彩が具体的に認識できるような色見本を、運営委員会に最低1部常備するものとする。

（色彩表）

	色相（小数点第2位を四捨五入）	明度	彩度
外 観	YR系（0.1YR～10YR）	8.0以上	1.5未満
		3.5以上 8.0未満	3.5未満
	Y系（0.1Y～10Y）	8.0以上	1.5未満
		3.5以上 8.0未満	2.5未満
	その他（上記色相及び無彩色以外）	3.5以上	1.5未満
	N（無彩色）	8.0以上	
勾 配 屋 根	N（無彩色）	4.0以下	
	その他（無彩色以外）	3.5以下	1.5未満